

～新潟県防災局～

国の取組

- ①平成27年9月関東・東北豪雨災害 → 中央防災会議「水害時の避難・応急対策検討WG」での検討
- ②平成28年8月台風10号災害 → 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会」での検討
- ③「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（平成29年1月）

避難勧告等に関するガイドラインの主な改定項目

①避難情報の名称変更

平成28年台風10号による水害で、高齢者施設において避難準備情報の意味するところが伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかったことから、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするため名称変更

（変更前）

（変更後）

「避難準備情報」 → 「避難準備・高齢者等避難開始」

「避難勧告」 → 「避難勧告」

「避難指示」 → 「避難指示（緊急）」

②内容の充実

避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方や要配慮者の避難の実効性を高める方法等

③避難勧告等の発令基準の改善、参考事例集の紹介

洪水等に対する避難勧告等の発令基準に関して、流域雨量指数の導入など様々な判断要素について解説

県の取組

- ①避難勧告等に関するガイドライン改定の市町村担当者説明会を開催【上記①②③】
- ②市町村防災担当課長会議にて、広報誌等で避難準備情報の名称変更の住民への周知を依頼【上記①】
- ③水位計のない中小河川において有用となる流域雨量指数を用いた新たな水害危険性の周知について、河川管理者、気象庁、消防庁と連携して勉強会を開催し検討【上記③】